

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

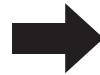
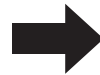
新型コロナワクチンに関する情報や支援制度について紹介します。

## ワクチン接種の効果が出ています 高齢者の感染が減少

市内の高齢者へのワクチン接種率が高くなった7月以降、高齢者の感染者数が減り、感染者の割合は、59歳以下の人が8割以上を占めています。このことからワクチン接種の効果ができていると予想されます。

## 副反応を不安視、接種を控える人も 若者の感染が増加

8月の市内感染者数176人のうち、約半数の84人が20代以下でした。若者の間では「副反応への不安」や「ワクチン接種が一定程度進んだ後に接種したい」という意見が多い傾向があります。国内では既に一定程度の接種が進んでいますが、アナフィラキシーや心筋炎関連などの重大な副反応は非常に低い確率です。副反応を恐れすぎて接種しないと、感染した場合に重症化につながる可能性もあります。



感染状況や正しい情報を  
知ったうえで、接種するか  
しないかを検討し、  
接種を希望する人は  
機会を見つけて  
接種してください。

※ワクチン接種は強制されるものではありません。

※ワクチンの副反応などについては厚生労働省HPを参照。

厚生労働省HP →



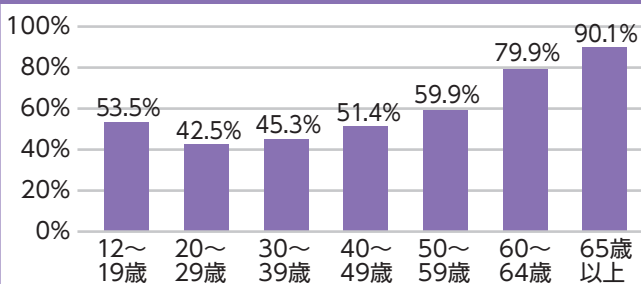
## 接種が進んでいない年代の接種を充実させます

夏休み期間中に小・中・高校生への優先接種を行なった結果、12～19歳の接種率が他の年齢層より高くなっています。他の自治体と比べてもその接種率は高く、優先接種の効果が表れています。10月は接種が進んでいない年代を中心に、希望者には個別接種を充実させていきます。



↑個別接種の市HPへ

各年代の1回目接種率（9月13日現在）



### 個別接種の流れ

- 1 接種する医療機関を市HPなどで確認
- 2 医療機関へ直接連絡  
1回目と2回目接種を予約
- 3 医療機関で接種（持参物は接種券、本人確認書類、予診票）

※三原市の個別接種ではファイザー社製のワクチンを使用しています。

接種に関する悩みや専門的な相談窓口	広島県新型コロナワクチン接種コールセンター (TEL 082-513-2847)【24時間対応】
集団接種の予約キャンセルや接種券の再発行など一般的な相談窓口	市新型コロナワクチンコールセンター (保健福祉課内TEL 0848-67-6019)【平日9時～17時】

# 支援制度を紹介します

制度名・問い合わせ先	内容	
<b>月次支援金(国)</b> 問 月次支援金相談窓口 TEL 0120-211-240  ↑専用HP	<b>対象</b> 緊急事態措置などの影響を受けている 中小企業・個人事業主 ※感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)の対象事業者は対象外。 <b>1月当たりの支給上限額</b> <b>中小企業1事業者=20万円</b> <b>個人事業主1事業者=10万円</b> <b>申請期限</b> <b>8月分=10月31日(日)</b> <b>9月分=11月30日(火)</b>	<b>要件</b> 緊急事態措置などが実施された月のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で50%以上減少している  <b>要件</b> 緊急事態措置や県の集中対策などが実施された月のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している
<b>頑張る中小事業者月次支援金(県)</b> 問 頑張る中小事業者月次支援金センター TEL 082-248-6853  ↑県HP	<b>対象</b> 緊急事態措置などの影響を受けている 中小企業・個人事業主 ※対象期間中に感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)の対象となっている事業者は対象外。 <b>1月当たりの支給額 1事業者=5万円</b> <b>対象月</b> 5月~9月 <b>申請期限 令和4年1月31日(月)</b>	<b>要件</b> ●緊急事態措置や県の集中対策などが実施された月のうち、措置の影響により月間売り上げが対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している ●対象月の頑張る中小事業者月次支援金(県)を受給している
<b>新 中小事業者月次支援金(市)</b> 問 商工振興課 TEL 0848-67-6072  ↑市HP	<b>対象</b> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための早期集中対策による集中対策重点区域内で、営業時間の短縮や休業を実施した飲食店 <b>1日当たりの支給額</b> 1店舗=2万円~19.5万円 ※事業規模、協力内容、売上額により変わります。 <b>要件</b> ●8月4日~8月19日の全ての日で時短営業や休業の要請に協力している ●要請前に「酒類の提供」「閉店時間が20時以降」の両方を満たしている <b>申請期限 10月29日(金)</b>	
<b>感染症拡大防止協力支援金〔令和3年度4期〕(県)</b> 問 県協力支援金センター TEL 082-248-6851  ↑県HP	<b>対象</b> まん延防止等重点措置の適用に伴う要請により、時短営業や休業を実施した飲食店 <b>1日当たりの支給額</b> 1店舗=2.5万円~20万円 ※事業規模、協力内容、売上額により変わります。 <b>要件</b> ●8月20日~8月26日の全ての日で時短営業や休業の要請に協力している ●要請前に「酒類の提供」「カラオケ設備の提供」「閉店時間が20時以降」のうち、1つ以上を満たしている <b>申請期限 10月29日(金)</b>	
	<b>対象</b> 緊急事態措置に伴う要請により、時短営業や休業を実施した飲食店 <b>1日当たりの支給額</b> 1店舗=3.5万円~20万円 ※事業規模、協力内容、売上額により変わります。 <b>要件</b> ●8月27日~9月12日の全ての日で時短営業や休業の要請に協力している ●要請前に「酒類の提供」「カラオケ設備の提供」「閉店時間が20時以降」のうち、1つ以上を満たしている <b>申請期限 10月29日(金)</b>	

※令和3年度第5期の情報は、広報みはら11月号でお知らせします。

※その他にも条件があります。詳しくは各HPで確認してください。

発熱など風邪の症状がある場合はすぐ相談を

まずは「かかりつけ医」に電話で相談しましょう。相談先に迷う場合は、県の「**積極ガードダイヤル**」【24時間対応】(TEL 082-513-2567)に電話で相談しましょう。診察・検査ができる医療機関が紹介されます。  
 ※電話での相談が難しい人は、家族など代理の人に電話で相談してもらいましょう。